

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
事業名	地籍調査事業		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市右京区京北周山町城山他 地内		
路線名又は河川名等	周山城跡地区		
委託業務名	令和 8 年度周山城跡地区地籍調査業務委託（C、RD2、RD3、E 工程（2 項委託））		
履行期間	契約日の翌日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで		
事業課（所）名	行財政局管財契約部資産管理課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号	3	歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出	有	単 価 地 区	

委 託 概 要

地籍調査箇所				k m ²	1.52
打合せ協議	業務	1	一筆地調査（E工程）	業務	1
地籍図根三角測量（C工程）	業務	1	電子製品製作費	業務	1
空中写真測量及び航空レーザ測量（水平位置／高さの検証）（RD2工程）	業務	1			
補備測量（細部図根測量及び一筆地測量）（RD3工程）	業務	1			
補備測量（境界点座標値の算出）（RD3工程）	業務	1			

委 託 理 由

本件は、周山城跡地区地籍調査事業の範囲について、国土調査法第2条第5項に規定する航測法による地籍調査事業を実施するものであり、同法第10条第2項により、地籍図根三角測量（C工程）、既存航空レーザ計測データ精度検証（RD2工程）、筆界点の座標値の算出（RD3工程）及び一筆地調査（E工程）を委託するものである。

		設計額		請負額	
		金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
委 託 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 委 託 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

京 都 市 行 財 政 局

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【水平位置／高さの検証（RD 2 工程）】

1 業務 (1.52 m²) 当り

分類	名称規格	内業	外業	数量	単位	摘要
直接人件費	測量主任技師	0.3	0.2	0.5	人	
	測量技師	1.5	1.0	2.5	人	
	測量技師補	2.5	1.0	3.5	人	
	測量助手	2.7	1.0	3.7	人	
分類		品名	規格	数量	単位	備考
機械経費	機械の損料	GNSS 測量機	2 級	1.0	台日	
		GNSS 解析用計算機		1.0	台日	
		GNSS アンテナタワー		1.0	台日	
	雑器具費			0.5	%	(人件費＋機械損料) の 0.5%
分類				係数		
精度管理費				0.07	(直接人件費＋機械経費) × 精度管理係数	

【境界点座標値の算出（RD 3 － 3 工程）】

1 業務 (1.52 k m²) 当り

分類	名称規格	内業	外業	数量	単位	摘要
直接人件費	測量技師	1.2	0	1.2	人	
	測量技師補	2.4	0	2.4	人	
	測量助手	2.7	0	2.7	人	
分類		品名	規格	数量	単位	備考
機械経費	機械の損料	図形編集装置		1.1	台日	
		カラーインクジェットプロッタ		0.5	台時	
	雑器具費			0.5	%	(人件費＋機械損料) の 0.5%
分類				係数		
精度管理費				0.07	(直接人件費＋機械経費) × 精度管理係数	

業務委託料内訳書

業務名	令和8年度周山城跡地区地籍調査業務委託（C、RD2、RD3、E工程（2項委託））				業 種 項 目	測量・調査業務	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地籍調査費		式	1				
直接経費等		式	1				
委託調査作業		式	1				
打合せ協議	着手（1回）・中間（1回）・最終（1回）	業務	1				内 1号
地籍図根三角測量（C工程）		業務	1				内 2号 材料費含む
空中写真測量及び航空レーザ測量（水平位置／高さの検証） （RD2工程）		業務	1				内 3号
補備測量（細部図根測量及び一筆地測量）（RD3工程）		業務	1				内 4号
補備測量（境界点座標値の算出）（RD3工程）		業務	1				内 5号
一筆地調査（E工程）		業務	1				内 6号 材料費含む
電子製品製作費		業務	1				
諸経費		式	1				
成果検定費		業務	1				
業務委託価格		式	1				
消費税相当額		式	1				

業務委託料内訳書

[illegible]

一次内訳書

内 1 号	打合せ協議 (着手、中間、最終)				業 種 項 目	単価使用年月	令和 年 月	
						歩掛摘要年月	令和 年 月	
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ協議		着手・中間・最終		業務	1			
合計								

一次内訳書

内 2 号	地籍図根三角測量（C工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
地籍図根三角測量（C工程）				業務	1				
連乗計算				連乗計	1.35				
傾斜度 α		1.35							
視通 β		—							
筆の広狭 γ		—							
筆の形状 δ		—							
精度 ε		—							
谷地田 Y		1.00							
連乗計		1.35							
工程実施面積				km2	1.52				
変化率		連乗計×工程実施面積		変化率	2.05				

一次内訳書

内 3 号	空中写真測量及び航空レーザ測量（水平位置／高さの検証）（RD2工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
水平位置／高さの検証(RD2工程)				業務	1				

一次内訳書

内 4 号	補備測量（細部図根測量及び一筆地測量）（RD3工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和 年 月	
						歩掛摘要年月	令和 年 月	
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
補備測量における細部図根測量 （RD3-1工程）				業務	1			
補備測量における一筆地測量 （RD3-2工程）				業務	1			
連乗計算				連乗計	1.35			
傾斜度 α 視通 β 筆の広狭 γ		1.35 — 1.00						
筆の形状 δ 精度 ε 連乗計		1.00 1.00 1.35						
工程実施面積				Km2	0.15			
変化率		連乗計×工程実施面積		変化率	0.20			

一次内訳書

内 5 号	補備測量（境界点座標値の算出）（RD3工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
境界点座標値の算出（RD3-2工程）				km2	1.52				

一次内訳書

内 6 号	一筆調査（E工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
一筆地調査（E 1 工程）				業務	1				
点検整理（E2-2工程）				業務	1				
連乗計算				連乗計	0.33				
傾斜度 α		1.5							
視通 β		—							
筆の広狭 γ		0.22							
筆の形状 δ		1.00							
精度 ε		—							
連乗計		0.33							
工程実施面積				Km2	0.74				
変化率		連乗計×工程実施面積		変化率	0.24				

一次内訳書

内 6 号	一筆調査（E工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和 年 月	
						歩掛摘要年月	令和 年 月	
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
現地調査（E2-1工程）				業務	1			
連乗計算				連乗計	0.33			
傾斜度 α		1.5						
視通 β		—						
筆の広狭 γ		0.22						
筆の形状 δ		1.00						
精度 ε		—						
連乗計		0.33						
工程実施面積				Km2	0.074			
変化率		連乗計×工程実施面積		変化率	0.02			
需用費（材料費等）				式	1			
合計		①+②+③						

令和 8 年 度
地 籍 調 査 特 記 仕 様 書
(C, RD2, RD3, E 工 程 (2 項 委 託))

京都市 資産管理課

1. 業務の名称

周山城跡地区地籍調査業務委託 (C, RD2, RD3, E 工程 (2 項委託))

2. 業務場所

京都市右京区京北周山町城山他 地内

3. 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結翌日から令和 9 年 3 月 31 日 (水) までとする。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本仕様書は、京都市 (以下「委託者」という。) が国土調査法第 10 条第 2 項の規定に基づき実施する航測法を用いた地籍調査事業 (2 項委託) において、国土交通省令で定める要件に該当する法人 (以下「受託法人」という。) が業務を円滑に実施する上で必要な事項を定める。

(準拠する法令等)

第 2 条 本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、請負契約書及び下記の関係法令等に基づき実施する。また、業務委託実施中に次の関係法令等が改正した場合は、委託者と受託法人が協議し、遂行するものとする。

- (1) 国土調査法 (昭和 26 年 6 月 1 日法律第 180 号) (最終改正：令和 2 年 3 月 31 日法律第 12 号)
- (2) 国土調査法施行令 (昭和 27 年 3 月 31 日政令第 59 号) (最終改正：令和 6 年 10 月 30 日政令第 327 号)
- (3) 国土調査法施行規則 (平成 22 年 10 月 12 日国土交通省令第 50 号) (最終改正：令和 2 年 9 月 29 日国土交通省令第 79 号)
- (4) 地籍調査作業規程準則 (昭和 32 年 10 月 24 日総理府令第 71 号) (最終改正：令和 6 年 6 月 28 日国土交通省令第 73 号)
同運用基準 (平成 14 年 3 月 14 日国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知) (最終改正：令和 6 年 6 月 28 日国不籍第 270 号)
- (5) 基準点測量作業規則準則 (昭和 61 年 11 月 18 日総理府令第 51 号) (最終改正：平成 30 年 3 月 30 日国土交通省令第 15 号)
- (6) 地籍図作成要領 (国不籍第 489 号)
- (7) 地籍簿作成要領 (国不籍第 581 号)
- (8) 地籍調査成果の数値情報化実施要領 (平成 14 年 3 月 14 日国土国第 594 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (9) 数値地籍情報の記録形式等について (平成 14 年 3 月 14 日国土国第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知) (最終改正：令和 7 年 10 月 8 日国不地整第 251 号)
- (10) 地籍調査事業 (2 項委託) 実施要領 (平成 24 年 3 月 29 日付け国土籍第 567 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知) (最終改正：令和 3 年 12 月 16 日国不籍第 545 号)
- (11) 地籍調査事業工程管理及び検査規程 (平成 14 年 3 月 14 日付け国土国第 591 号国土交通省土地・水資源局長通知) (最終改正：令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 578 号)
- (12) 2 項委託に係る地籍調査事業 (航測法による地籍調査) 工程管理及び検査規程細則 (令和 3 年 9 月 28 日付け国不籍第 387 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知) (最終改正：令和 6 年 6 月 28 日国不籍第 289 号)
- (13) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る書類の作成要領 (令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 580 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知) (最終改正：令和 6 年 6 月 28 日国不籍第 277 号)
- (14) 測量法 (昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号) (最終改正：令和 7 年 6 月 1 日法律第 68 号)
- (15) 不動産登記法等関連法規 (参考)

- (16) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成 29 年 11 月 21 日付け国土籍第 322 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (17) 地籍調査成果電子納品要領（令和 7 年 4 月国土交通省 不動産・建設経済局）
- (18) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成 29 年 4 月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (19) 京都市契約規則事務規則
- (20) 京都市個人情報保護条例
- (21) その他関係法令及び通達等

（実施計画）

第 3 条 本業務を遂行するにあたり、受託法人は契約締結時に（１）（２）を、契約締結後 14 日以内に（３）（４）の書類を委託者に提出し、承認を得ること。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) その他委託者の指示する書類

2. 業務計画書の作成については、事前に委託者と協議すること。

（受託法人の要件）

第 4 条 本業務の受託法人は、「国土調査法第 10 条第 2 項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令」他により、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 国土調査を適確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること。地籍主任調査員及び地籍調査管理技術者の資格者が 2 名以上在籍していること。また、工程管理、検査を行うために、地籍工程管理士及び地籍総合技術監理者の資格者が 2 名以上在籍していること。
- (2) 法人の役員又は職員の構成員が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 前(1)～(3)号に定めるもののほか、国土調査を実施するに当たり、以下のとおり十分な適格性を有するものであること。「地籍調査事業（外注）」の業務実績が 5 年以上あり、また地籍調査事業の C～H 工程において、航測法による 10 条第 2 項委託の実績を有すること。（実績証明書を添付）
- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (6) 一般社団法人日本国土調査測量協会に加盟していること。
- (7) 京都府内に本店、支店または事業所があること。

（資格者及び統括責任者などの配置）

第 5 条 注者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたって測量法第 49 条の規定に基づく登録を受けた測量士を 1 名以上配置すること。なお、本業務に従事する測量士の登録名簿を契約後速やかに京都市（以下「甲」という。）へ提出し、その承認を得るものとする。

乙は、配置された測量士のうち 1 名を本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）として直接かつ常時、本業務に従事させること。統括責任者は、業務の履行にあたって責任をもって業務の管理及び統括を行うものであり、受注者を代表して甲の指示を受け、また甲との協議を行う。

2. 乙は、以下の者を少なくとも 1 名、常時、本業務に従事させることとする。

国または関係法人の主催する地籍調査に関する研修会等を受講した者。

3. 乙は、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員、地籍工程管理士等の資格を有する者を本業務に従事させること。
4. 主任技術者及び作業者は、受託法人と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし在籍出向社員及び派遣社員は認めない。(健康保険証又は源泉徴収票等の添付)
5. 受託法人は、測量作業に従事する際は、測量士の資格を有する者を常時現場に1名以上配置すること。

(受託監督者及び受託検査者)

第6条 受託法人において選任する工程管理者は、本仕様書に定められた範囲内での作業について監督するものとし、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行う。

2. 工程管理者は、測量士で地籍工程管理士及び地籍総合技術監理者の資格を有する者とする。
(資格証写しの添付)
3. 受託法人において選任する受託検査者は、地籍調査の成果及び中間成果が令及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明するものとする。
4. 受託検査者は、測量士で地籍工程管理士及び地籍総合技術監理者の資格を有する者とする。
(資格証写しの添付)
5. 受託検査者は、主任技術者、作業者及び工程管理者と兼ねることはできない。
6. 工程管理者、受託検査者共に受託法人と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし在籍出向社員及び派遣社員は認めない。(健康保険証又は源泉徴収票等の添付)

(関係官公署との調整)

第7条 受託法人は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、委託者と共に対応すること。

(貸与資料)

第8条 本業務を実施する上で必要な資料等(委託者以外の第三者が管理する資料等を含む。)は、委託者が主任技術者に貸与する。

- (1) 令和2年度京都中部地域航空レーザ測量業務成果(国土交通省六甲砂防事務所)
- (2) 令和6年度森林資源解析業務(京都府林業振興課)
- (3) 一筆地調査に必要な資料
- (4) 市区町村内区画番号記載図
- (5) その他関係資料
2. 主任技術者は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、委託者の承認を得て行うこと。
3. 主任技術者は、貸与資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理し、取扱い、本業務の完了後、あるいは使用済みの場合は、委託者の照合を受け速やかに返却すること。

(守秘義務)

第9条 受託法人は、本業務の遂行上知り得た事項(個人情報含む)については、本契約期間並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2. 受託法人は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期すること。
3. 受託法人は、業務上収集した情報を委託者の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用などを行ってはならない。
4. 個人情報保護の観点から、受託法人は、JISQ15001/プライバシーマーク(Pマーク)又はJISQ27001/ISMSを取得している業者であることを条件とし、適正な個人情報保護のために

その規定に基づき本業務を遂行すること。（認証を証明する書面を提出）

（使用機械器具）

第10条 本業務に使用する機器は、地籍調査作業規程準則運用基準第18条によるものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を委託者に提出し、承認を得るものとする。

（身分を示す証明書及び土地立入）

第11条 受託法人は、本業務の実施にあたり、委託者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分を示す証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを提示しなければならない。身分を示す証明書を所持しない者の現場への立入りは厳禁とする。

2. 受託法人は、本業務を遂行するにあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は、居住者等にその旨を通知すること。

3. 受託法人は、業務終了後、速やかに身分を示す証明書を委託者に返納すること。

（安全の確保）

第12条 受託法人は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い作業を実施すること。紛争が起きた時には、その解決に努めること。

2. 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打ち合わせの上施工すること。

3. 本業務従事者は、常に言動には十分注意すること。

4. 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずると共に事故発生の原因経過及び事故による被害の内容について速やかに委託者に報告すること。

5. 原則、休日は作業しないものとするが、やむを得ず休日に作業を行う場合は、委託者に事前に連絡すること。

（損害の賠償）

第13条 受託法人は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を報告するとともに委託者の指示に従うものとする。

2. 損害賠償等の責任は、受託法人が負うものとする。

（打合せ及び状況報告）

第14条 受託法人は、業務工程毎に作業内容、作業手法等を委託者と協議を行い、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度委託者に提出すること。

2. 受託法人は、毎月の業務の進捗状況を翌月5日までに委託者に報告し提出すること。なお、業務実施中に委託者から進捗状況や資料の提出を求められた場合は、受託法人は定められた期日までに作成して提出すること。

（全国の標高成果の改定）

第15条 令和7年4月1日以降のGNSS測量においてジオイド高を求める際には、「ジオイド2024日本とその周辺」を使用すること。また、基準点成果表における成果値の定義を改定前の「測地成果2011」から「測地成果2024」に変更し区別すること。

2. 令和6年度までに完了した事業で得られた測量成果（公共基準点・地籍図根三角点等）について、令和7年度以降に地籍図根多角測量、細部図根測量等の与点として使用する場合、国土地理院公表の標高補正パラメータを使用し新標高に変換して使用すること。

（点検測量）

第16条 受託法人は、地籍図根三角測量、補備測量（細部図根測量）について、地籍調査作業規程準則、同運用基準及び別表の定めによる点検測量を行うこと。

(成果品の検定)

第17条 受託法人は、成果品について、第三者機関（工程管理及び検査規程細則の「5. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関）による検定を受けること。

(工程管理及び検査)

第18条 受託法人は、地籍調査事業工程管理及び検査規程（以下工程管理及び検査規程）や同細則に基づき工程毎の管理及び検査を行うこと。

2. 受託法人は、工程管理の点検までに作業員・主任技術者等による点検を行うこと。
3. 受託法人は、工程管理の点検を行った後、委託者の検査を受けること。
4. 受託法人が行う検査は、各工程分類の作業終了後速やかに実施すること。
5. 受託法人は、検査時（委託者検査及び認証者検査）に主任技術者が立ち会うこと。
6. 受託法人は、委託者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合には、これを速やかに修正し、再検査を受けること。

(業務の完了及び納品)

第19条 受託法人は、委託者検査に合格した時をもって本業務の完了とする。

2. 受託法人は、本業務の完了後、業務完了届、納品書等を添えて委託者へ成果品を納品すること。

(システムへのセットアップ)

第20条 受託法人は、本業務で作成した成果データについて、京都市の地籍調査システムへデータセットアップを行い、システム上で活用できるようにすること。

(成果品の契約不適合)

第21条 受託法人は、本業務の成果品の引渡し後においても、国土調査法第19条2項による成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致並びに技術的に不適当な測量、その他明らかに契約の内容に適合しないものと判定される事項については、正当な成果品と認められるまで、受託法人の責任において、訂正、再測量等を実施すること。

(成果品の帰属)

第22条 本業務で得た資料や成果品等は、全て委託者に帰属するものとし、受託法人は、委託者の承認なしに他に公表、貸与してはならない。

(その他事項)

第23条 受託法人が本業務実施にあたり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者に申し出し協議の上、指示を受けること。

2. 本業務は、認証者検査及び会計検査院検査を経て完結するため、受託法人は各検査に協力すること。

第 2 章 業 務 概 要

(業務概要)

第 2 4 条 本業務における業務概要については下記のとおりとする。

実施区域	周山城跡地区 C、RD2 工程
面積	1.52k m ²
精度	乙 2
縮尺	1/2500
傾斜区分	中傾斜地
視通条件	山 I
筆の形状	不整形
調査筆数	216 筆
一筆平均面積	7,037 m ²
測量の方式	航測法 (数値法)
作業工程	C 工程 地籍図根三角測量 RD2 工程 空中写真測量及び航空レーザ測量

実施区域	周山城跡地区 RD3 (補備測量)、E 工程
面積	0.74k m ²
精度	乙 2
縮尺	1/2500
傾斜区分	中傾斜地
視通条件	山 I
筆の形状	不整形
調査筆数	104 筆
一筆平均面積	7,115 m ²
測量の方式	航測法 (数値法)
作業工程	RD3 工程 補備測量 (細部図根測量及び一筆地 測量) 及び筆界点座標値の算出 E1 工程 一筆地調査・現地調査、調査図素図 等作成

(業務受託範囲)

第 2 5 条 本業務は国土調査法第 10 条第 2 項による委託であり、受託法人の受託できる業務の範囲として以下の内容については、委託者の業務補助に限られる。

- (1) 工程管理及び検査規程に掲げる A 工程、B 工程、H 6、H 7、H 10 工程
- (2) 委託者が実施する業務
 - ① 資料収集 (法第 23 条第 3 項)
 - ② 報告の徴収等 (法第 23 条の 5)
 - ③ 立入り (法第 24 条)

- ④ 立会い（法第25条第1項）
- ⑤ 障害物の除去（法第26条第2項）
- ⑥ 土地利用の一部制限等（法第27条）
- ⑦ 標識等の設置及び移転（法第30条）
- ⑧ 所有者等関係情報の提供（法第31条の2第2項）
- ⑨ 代位登記（法第32条の2）
- ⑩ 登記簿の附属書類等の閲覧請求（法第32条の3）

第3章 C 工程 地籍図根三角測量

（業務内容・作業分担）

第26条 本工程の業務内容・作業分担は以下のとおりとする。※○は主体に行うもの。

番号	工 程 名 称	作 業 内 容	委託者	受託法人	備 考
C1	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	
		測量機器の点検		○	
		選点計画立案		○	
C2	選点	選点図、平均図、観測図作成	点検	○	
		伐採許可申請	○	作成	
		道路占用許可申請書作成	許可	○	
C3	標識の設置	標識の設置		○	
C4	観測及び測定	観測及び測定		○	
C5	計算	計算		○	
C6	点検測量	点検測量		○	
C7	取りまとめ	取りまとめ		○	
C8	受託法人検査	受託法人検査		○	
C9	委託者検査	委託者検査	○		
C10	認証者検査	認証者検査	○	補助	

（測量機器の点検）

第27条 本作業に使用する機器は諸条件に適合した1級GNSS測量機とする。

2. 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保すること。
3. 地籍図根三角測量に用いる機器、計算プログラムの検定証明書を事前に委託者に提出して承認を得ること。
4. アンテナタワーを使用するときは観測前にアンテナタワー構造図を委託者に提出すること。

（計画）

第28条 地形図上で新点の概略の位置を計画すること。

2. 本業務の地籍図根三角測量の与点は、電子基準点のみとし、後続の工程で使用する予定のある基準点（三角点及び既設地籍図根三角点等）の取付けを行い、整合性を確認すること。

（選点）

第29条 地籍図根三角点は、後続の補備測量の実施において適した位置に設置するとともに、標定点や調整点として使用すると想定される地籍図根三角点については、上空視界及び対空標識の設置を考慮して適切な位置に選定すること。

2. 地籍図根三角点は、地籍図根三角測量を行う区域に平均的に配置するように選定すること。
3. 既知点の調査及び新点位置を選定後、選点図、平均図及び観測図を作成し、委託者へ提出すること。なお平均図には監督者及び受託監督者の署名、押印による承諾を得るものとする。
4. 前項の既知点の調査及び新点位置の選定時、既知点と新点位置等に伐採が必要と思われる場合は、事前に該当する樹木等の写真撮影を行い、委託者に提出すること。

5. 地籍図根三角点の選定位置及び樹木等の伐採にかかる土地所有者等への承諾は委託者が行う。
6. 受託法人は、必要な場合道路占用許可申請書を作成し、委託者へ提出すること。
7. 本業務の地籍図根点は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に定める事項の他、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を十分考慮して選点を行うこと。

(標識)

第30条 地籍図根三角点には、鉄線入りコンクリート杭10cm×10cm×70cm以上（空洞のものは除く）の使用を標準とする。

2. 山地等に設置する場合は、プラスチック杭9cm×9cm×70cm（難燃性でありJIS規格のものを標準とする。）を使用することができる。
3. 屋上又は恒久的構造物等に設置する場合は、金属標（真鍮又はステンレス製）φ75mm×90mm以上を使用することができる。
4. 標識設置時、標識の設置状況写真を撮影すること。

(観測、測定及び計算)

第31条 地籍図根三角点の観測、測定及び計算の方法は地籍調査作業規程準則及び同運用基準に定めるところによるものとする。

2. 取付け点の点検の許容範囲は標準偏差の水平位置100mm以下、標高200mm以下とする。

(点検測量)

第32条 点検測量の数量はGNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上とし、抽出した点検点の30%以上について、点検測量に受託監督者が同行すること。

2. 点検測量は、網平均計算結果を基に以下の事項を勘案して実施箇所を選定するものとする。

実施箇所の選定	1. 観測時の状況等（GNSSアンテナタワー使用観測箇所、偏心観測箇所等） 2. 点検計算結果（方向角及び座標の閉合差、環閉合差、重複辺の較差）
比較点検計算	比較点検計算は、（点検値）－（採用値）とする。
点検測量手簿等の整理	1. 観測手簿等上部余白部には点検測量と記載する。 2. 観測手簿任意の箇所に比較点検計算結果を整理する。
再測等	点検測量の較差が許容範囲を超過した場合は、原因を調査し、再測又は観測点を追加して観測を行うなど必要な処置を講じる。
備考	点検測量実施後は、観測値等の点検を本作業と同様に実施する。

(成 果 品)

第33条 成果品は以下のとおりとする。

- (1) 基準点等成果簿写し
- (2) 地籍図根三角点選点手簿
- (3) 地籍図根三角点選点図
- (4) 地籍図根三角点平均図
- (5) 地籍図根三角測量観測計算諸簿（観測手簿、観測記簿、計算簿、観測図）
- (6) 点検測量
- (7) 地籍図根三角点網図
- (8) 地籍図根三角点成果簿
- (9) 地籍図根三角測量精度管理表
- (10) 標識の設置状況写真
- (11) 使用機器検定証明書
- (12) 使用プログラム検定証明書
- (13) 成果品検定証明書

(14) 工程管理の記録

(15) 受託法人検査の記録

第4章 RD1 工程 既存資料の収集・確認作業

RD2 工程 空中写真測量及び航空レーザ測量

(業務内容・作業分担)

第34条 本工程の業務内容・作業分担は以下のとおりとする。※○は主体に行うもの。－は行わない。

番号	工 程 名 称	作 業 内 容	委託者	受託法人	備 考
RD1	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	
		測量機器の性能又は規格確認	点検	○	
RD2	既存資料の収集	メタデータ、精度管理表、品質評価表等	○	補助	RD1 工程
RD3	標定点等及び航測図根点の選点	選点図、平均図、観測図作成		－	RD2 工程
RD4	標識の設置	標識の設置		－	RD2 工程
RD5	空中写真撮影又は航空レーザ計測	撮影又は計測		－	RD2 工程
RD6	空中三角測量又は航空レーザ計測データ解析	データ解析		－	RD2 工程
RD7	空中写真又は三次元座標値データを用いた基礎資料の作成	オルソ画像、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図作成		－	RD2 工程
RD8	取りまとめ	取りまとめ		－	RD2 工程
RD9	受託法人検査	受託法人検査		○	
RD10	委託者検査	委託者検査	○		
RD11	認証者検査	認証者検査	○	補助	
RD12	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	RD3 工程
		測量機器の点検	点検	○	RD3 工程
RD13	補備測量（細部図根測量）における選点及び標識の設置	選点図、平均図、観測図作成、標識の設置		○	RD3 工程
RD14	補備測量（細部図根測量）における観測及び測定	観測及び測定		○	RD3 工程
RD15	補備測量（細部図根測量）における計算	計算		○	RD3 工程
RD16	補備測量（細部図根測量）における点検測量	点検測量		○	RD3 工程
RD17	補備測量（一筆地測量）における観測及び測定	観測及び測定		○	RD3 工程
RD18	補備測量（一筆地測量）における計算及び筆界点の点検	計算及び筆界点の点検		○	RD3 工程
RD19	筆界点座標値の計算及び点検	データを用いて算出した筆界点の点検		○	RD3 工程
RD20	受託法人検査	受託法人検査		○	
RD21	委託者検査	委託者検査	○		
RD22	認証者検査	認証者検査	○	補助	
その他	既存航空レーザ測量データの検証	既存航空レーザ計測データ資料分析、精度検証点測量 精度検証の実施		○	RD2 工程

	航空レーザ計測データ誤差調整			
その他	既存航空レーザデータを用いた基礎資料の作成	オルソ画像、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図作成	—	RD2 工程

(既存資料の収集)

第 3 5 条 調査地域について、既存の空中写真、航空レーザ測量の成果、オルソ画像等が存在する場合には、当該資料の収集に努めるものとする。

(既存航空レーザ測量の成果の活用)

第 3 6 条 航測法における地籍調査においては、既存の航空レーザ測量の成果を活用することができるものとする。

2. 既存の航空レーザ測量の成果を活用する場合には、基礎資料を当該航空レーザ測量で得られた三次元の座標値データを用いて作成するものとする。
3. 既存の航空レーザ測量の成果を活用する場合の航空レーザ計測の点密度の標準は、運用基準別表第 3 3 に定めるものとする。
4. 既存の航空レーザ測量の成果を活用して基礎資料を作成する場合は運用基準第 5 4 条を準用する。

(既存航空レーザ測量データの検証)

第 3 7 条 既存の航空レーザ測量について水平位置の検証がされていない場合は、精度検証を行うものとする。

2. 自然物又は既存の工作物等を対空標識として、既存の航空レーザ測量データでその位置が明瞭に確認できる地物を測量し、精度検証点として使用するものとする。
3. 精度検証点における既存の航空レーザ測量データによる座標と地上測量による座標格差の平均二乗誤差が所定の制限値（精度区分乙 1：0. 1 5 m、乙 2・乙 3：0. 3 m）を超えない場合は、精度基準を満たすものとする。
4. 既存の航空レーザ測量データに対して実施した精度検証の結果は、その方法、結果と共に精度管理表等として取りまとめるものとする。

(補備測量)

第 3 8 条 空中写真等を用いた基礎資料、三次元座標値データを用いた基礎資料、既存の空中写真を用いた基礎資料、既存の三次元座標値データを用いた基礎資料及び筆界に関する情報を用いるのみでは筆界点の座標値を算出できない場合には、補備測量を行うものとする。

2. 補備測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 細部図根測量
- 二 一筆地測量

(補備測量における細部図根測量)

第 3 9 条 補備測量における細部図根点の実施については F I 工程 細部図根測量に準ずるものとする。

2. 補備測量における細部図根点の与点は細部多角点等又は航測図根点とする。

(補備測量における一筆地測量)

第 4 0 条 補備測量における細部図根点の実施については F II-1 工程 一筆地測量に準ずるものとする。

2. 補備測量における一筆地測量の与点は細部多角点等又は航測図根点とする。

(筆界点の座標値の算出)

第41条 筆界点の座標値は空中写真測量又は航空レーザ測量データを用いて算出したものを採用するものとする。ただし補備測量を行った場合に対象となった筆界点については当該補備測量により得られた座標値を採用するものとする。

(筆界点の座標値の点検)

第42条 空中写真又は航空レーザ測量データを用いて算出した筆界点の座標値の点検は総筆界点(補備測量により得られた座標値を採用した筆界点を除く。)から2パーセント以上を抽出し、当該空中写真又は航空レーザ測量データを用いて再算出する方法により行うものとする。

第43条 成果品は以下のとおりとする。

▼既存航空レーザ測量データの検証(RD2工程)

- (1) 精度検証作業報告書
- (2) 水平位置精度管理表

▼補備測量(RD3工程)

- (1) <細部図根測量>第6章FⅠ工程 細部図根測量に準ずる
- (2) <一筆地測量>第7章FⅡ-1 一筆地測量に準ずる

▼筆界点の座標値の算出(RD3工程)

- (1) 筆界点座標値算出成果簿
- (2) 精度管理表
- (3) 成果検定証明書
- (4) 工程管理の記録
- (5) 受託法人検査の記録

第5章 E1工程 一筆地調査・調査図素図等作成

(業務内容・作業分担)

第44条 本工程の業務内容・作業分担は以下のとおりとする。※○は主体に行うもの。－は行わない

番号	工 程 名 称	作 業 内 容	委託者	受託法人	備 考
E1	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	
		関連資料収集	○		公図・登記簿等
		不在者利害関係人の調査	○		
		推進委員選任・委嘱	○		
		推進委員会の開催	○	補助	
		地元説明会開催通知書・出席者	点検	○	
		地元説明会開催通知書発送	○	補助	
		地元説明会資料作成	点検	○	
		地元説明会開催	○	補助	
		関係機関等との調整	○	補助	府・法務局等
E2	作業進行予定表の作成	現地調査日割り案作成	点検	○	
E3	単位区域界の調査	単位区域界現地踏査		○	
E4	調査図素図等の作成	調査図素図・所有者名簿の作成		○	
		公図と登記簿の不一致箇所原	○	○	
		調査図一覧図・地籍調査票作成		○	

E5	現地調査の通知	立会通知文・出席者名簿作成	点検	○	
		立会通知書発送	○	補助	
E6	市町村の境界の調査	立会通知文・出席者名簿作成	—	—	
		立会通知書発送	—	—	
		筆界標示杭設置・立会	—	—	
E7	現地調査等 (図面等調査)	E7-1 筆界案の作成		○	
		E7-2 現地確認の実施		○	
		E7-3 長狭物の調査		○	
		E7-4 特殊な土地に対する処理		○	
		E7-5 地目の調査		○	
		E7-6 図面等調査の通知	○	補助	
		E7-7 土地所有者等への集会等での 筆界の調査・確認(図面等調査)	集会所 等	○	
		E7-8 現地調査の実施	立会同	○	
		E7-9 調査図の作成		○	
E8	取りまとめ	点検整理		○	
		一筆地完了報告書作成		○	
E9	受託法人検査	受託法人検査		○	
E10	委託者検査	委託者検査	○		
E11	認証者検査	認証者検査	○	補助	

(関連資料収集)

第45条 委託者は本業務の調査対象地区の以下の必要資料について調査収集を行い、原則受託者に貸与する。

(1) 法務局所轄登記所申請を行うもの。

- ① 登記事項要約書（必要に応じて全部事項証明書、閉鎖謄本、土地台帳等）
- ② 公図（必要に応じて古図、閉鎖公図）
- ③ 要約書CSVデータ
- ④ 地図XMLデータ
- ⑤ 地積測量図
- ⑥ その他（登記簿の付属書類及び筆界特定手続き記録等）

(2) 地籍調査に係る土地所有者その他の利害関係人保管、地籍調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料。

(3) 委託者保管、地籍調査に係る土地所有者等関係情報。（原則委託者で運用）

(土地所有者その他利害関係人の特定)

第46条 委託者は国土調査法第24条の立入りに係る通知及び、同法第25条第1項の立会いに係る通知をするため、土地所有者その他利害関係人の生存の事実、氏名、住所の特定を行うものとする。土地所有者が死亡或いは住所不明等の場合は、関係者（土地所有者の委任状受任者、法定相続人、土地の管理者等土地所有者に代わって境界の立会い等を行う人）の特定を行うものとする。

2. 委託者は住基ネットから提供を受けた本人確認情報について、住基法第30条の29の規定に基づき、地籍調査の遂行に必要な範囲内で、受託法人に提供するものとする。
3. 特定した土地所有者その他利害関係人及び関係者に対しては同等の案内、通知を行うものとする。但し地籍調査票、閲覧書等土地所有者が自署する欄においては、土地所有者との関係を明記させるものとする。

(地元説明会の通知)

第47条 受託法人は地元説明会の開催を通知するため、土地所有者その他の利害関係人への開催目的・日時等を記載した開催通知書及び出席者名簿を作成するものとする。

2. 前項の開催通知書及び出席者名簿を作成するにあたり、受託法人は委託者と十分打ち合わせの上、地元説明会の開催場所及び開催日時を決定するものとする。
3. 委託者は開催通知書を開催日の2週間前までに発送するものとする。
4. 開催通知書を封入する封筒については委託者が準備したものを使用するものとする。
5. 開催通知書の発送先は、土地所有者その他の利害関係人及び共同土地所有者全員、土地所有者が死亡の場合は相続人全員とする。また、住所不明者については委託者と協議をするものとする。

(地元説明会)

第48条 地元説明会は委託者が開催し、地籍調査の概要、一筆地調査の説明等を行うものとする。受託法人は地元説明会で使用する資料の作成等の補助作業を行うものとする。

2. 主任技術者は、委託者が開催する地元説明会に出席するものとする。

(作業進行予定表の作成)

第49条 受託法人は、委託者と十分打ち合わせの上、推進委員会等の助言を参考にして現地調査の日割り案を作成し委託者に提出するものとする。

(単位区域界の概略の調査)

第50条 受託法人は一筆地調査を行うにあたり、あらかじめ調査範囲について現地で確認するものとする。ただし、土地の現況その他の事情により現地において調査を行うことが相当でないと認められ、かつその他の方法によって当該単位区域界の概略の調査を行うことができるときは、この限りではない。

(調査図素図、地籍調査票等の作成)

第51条 受託法人は「関係資料収集」により得た資料を基に調査図素図及び所有者名簿等を作成するものとする。

2. 法務局備え付けの公図と土地登記簿（要約書）に不一致等の問題点があった場合は、一覧表を作成し、委託者に提出するとともに原因等調査するものとする。
3. 調査図素図は、現地調査または図面等調査に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする。
4. 調査図素図等を用いて調査図一覧図を作成するものとする。
5. 受託法人は「関係資料収集」により得た資料を基に地籍調査票を作成するものとする。

(地積測量図写し)

第52条 受託法人は地積測量図について、復元業務及び一筆地調査、既存筆界点の調査を明確にするために、以下の区分に従いとりまとめるものとする。

- (1) 地積測量図作成の測量が平板測量法等で、求積が図上三斜法で行われている。
- (2) 地積測量図作成の測量が数値測量法であり、求積が図上三斜法で行われている。
- (3) 地積測量図作成の測量が局地座標による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (4) 地積測量図作成の測量が日本測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (5) 地積測量図作成の測量が世界測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (6) 前項で区分した地積測量図の位置を明確にするため、調査図素図上に区分毎に記載するものとする。

(現地調査の通知)

第53条 受託法人は現地調査の実施を通知するため土地所有者その他の利害関係人への立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成するものとする。

2. 前項の立会通知文を作成するにあたり、受託法人は委託者と十分打ち合わせの上、調査日程

については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。

3. 委託者は立会通知文を立会日の2週間前までに発送するものとする。
4. 立会通知文を封入する封筒については委託者が準備したものを使用するものとする。
5. 立会通知書が宛所不明等により土地所有者等に届けられない場合は、土地所有者等が通知書を受領したかどうか後日確認できる方法で再度発送するものとする。
6. 土地所有者等から立会の日程の変更要望が届いたときは、委託者の判断により立会の日程調整を行うものとする。

(筆界標示杭の設置)

第54条 筆界標示杭は、現地調査を行う前に、隣接する土地所有者（関係者）が筆界を確認し、土地所有者（関係者）自らで設置するものとするが、設置個所がコンクリート構造物等で表示杭の設置が困難な場合は、マーキング等により筆界の位置を表示し、現地調査にて確認後、受託法人が筆界標示杭を設置するものとする。

2. 筆界標示杭等の規格、材質は委託者と協議し、受託法人が準備するものとする。

(図面等調査)

第55条 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、及び筆界の調査を行うものとする。

- (1) 図面等を土地所有者へ送付する方法（委託者は到達したことの確認が得られる手段によって発送すること）
- (2) 集会所等において、図面等を土地所有者に示す方法
2. 前項の調査を行うときは、土地所有者等に対し、調査の実施に必要な資料の提出を求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。
3. 第一項の調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に示したもの（以下「筆界案」という。）を作成し、これを用いて土地所有者へ確認を求めるものとする。
4. 受託法人は筆界案の様式について委託者と協議し作成するものとする。

(現地確認の実施)

第56条 受託法人は収集した資料のみでは筆界等の分析等が困難な土地について、現地精通者を伴って現地確認の実施を行うものとする。

2. 現地確認においては、確認地点や確認経路等を写真等により記録するものとする。現地確認の結果、筆界案に変更がある場合は、調査図素図及び地籍調査票に基づき、筆界案を修正するものとする。

(現地調査)

第57条 立会は受託法人の主導で行うものとするが、問題等が発生した場合は監督職員の指示を仰ぐものとする。

2. 筆界案について、土地の所有者から修正位置の証言がされ、その場では妥当と判断できない場合や、説明した筆界案に対して確認が得られず、現地に行けば筆界が分かる土地の所有者に対しては、現地調査を実施するものとする。
3. 現地調査は、調査図素図及び境界復元図等に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、及び筆界の調査を行うものとする。
4. 受託法人は地目調査において、農地法の適用がある土地の現況が農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経てないものについては、その旨の農地変更調書を作成し、委託者が農業委員会に照会を行い地目認定する。
5. 受託法人は立会日に土地所有者等（委任状の受任者を含む）の全員が立会うことができない筆について、委託者と打ち合わせの上再立会日の日程調整を行うこととする。再立会回数は原則1回とする。
6. 前項において、やむを得ない理由により立会日に土地所有者等が全員（委任状の受任者を含

む) 立ち会うことができない場合は、一方の土地所有者等が設置した仮杭を、後日他方の土地所有者等が確認・同意することを可能とする。ただし、この場合は委託者、受託法人及び推進協力員が同行し設置位置を確認するものとする。

(調査図作成)

第58条 受託法人は調査結果を調査図素図に記入し調査図を作成するものとする。

2. 調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録するものとする。
 - (1) 分割があったものとして調査する場合。
 - (2) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合。
 - (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合。
 - (4) 滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合。
 - (5) 地番を変更する場合。

(地籍調査票整理)

第59条 受託法人は現地調査の立会の経緯を記録するため地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に住所の記入及び署名又は記名押印させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名又は記名押印させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理するものとする。

- (1) 地番変更をする場合
 - (2) 分割があったものとして調査する場合。
 - (3) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合。
 - (4) 滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合。
2. 再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、住所の記入及び署名又は記名押印させるほか、立会時の経緯を地籍調査票適用欄に記録すること。
3. 筆界案を送付する場合は地籍調査票を同封し、返送することを求める方式にすること。ただし、委託者において電子メールその他の手段により、所有者等から筆界の確認をした旨の報告を受け、この旨を地籍調査票の摘要欄に記載する方法をもって、住所の記入及び署名又は記名押印に代えることができるものとする。
4. 複数の土地について同一の所有者等の確認を得た場合は、確認書により、住所の記入及び署名又は記名押印をまとめて行うことができるものとする。

(作業日誌・再立会調書作成)

第60条 現地調査の立会状況を作業日誌に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成するものとする。

2. 前項の再立会調書は、各作業班、町名（字名）毎、内容別（民地、府道、市道、水路、官有地等）毎に整理し、委託者に提出すること。
3. 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめること。

(取りまとめ)

第61条 受託法人は調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、あわせて現地調査による訂正等が適正に行われているかを点検整理するものとする。

2. 受託法人は一筆地完了報告書を作成するものとする。

(成果品)

第62条 成果品は以下のとおりとする。

- (1) 土地登記簿・公図・地積測量図

- (2) 調査図素図
- (3) 調査図一覧図
- (4) 地籍調査票
- (5) 調査図
- (6) 地籍調査票（委任状含む）
- (7) 作業日誌（必要に応じて再立会調書）
- (8) 一筆地調査完了報告書
- (9) 工程管理の記録
- (10) 受託法人検査の記録

第6章 F I 工程 細部図根測量

（業務内容・作業分担）

第63条 本工程の業務内容・作業分担は以下のとおりとする。※○は主体に行うもの。

番号	工 程 名 称	作 業 内 容	委託者	受託法人	備 考
F I 1	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	
		測量機器の点検		○	
		選点計画立案		○	
F I 2	選点及び標識の設置	選点図、平均図、観測図作成	点検	○	
		伐採許可申請	○	作成	
		道路占用許可申請書作成	申請	○	
		標識の設置		○	
F I 3	観測及び測定	観測及び測定		○	
F I 4	計算	計算		○	
F I 5	点検測量	点検測量		○	
F I 6	取りまとめ	取りまとめ		○	
F I 7	受託法人検査	受託法人検査		○	
F I 8	委託者検査	委託者検査	○		
F I 9	認証者検査	認証者検査	○	補助	

（測量機器の点検）

第64条 本業務に使用する機器は2級トータルステーション（A型）以上、又は2級GNSS測量機等とする。

2. 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。
3. 地籍細部図測量に用いる機器、計算プログラムの検定証明書を事前に委託者に提出して承認を得ること。

（計画）

第65条 地形図上で新点の概略の位置を計画すること。

2. 本業務の地籍細部図根測量の与点は、地籍図根三角点等を使用すること。
3. 多角路線の与点となる細部多角点等は、当該路線についての地籍調査の精度区分以上の精度区分に属するものでなければならない。
4. 前項の与点について、あらかじめ現地において確認し、工事等で亡失や毀損している場合は、速やかに委託者に報告を行い、その措置については、委託者の指示に従うものとする。

（与点の点検）

第66条 与点において他の図根点等までの距離の測定と基準方向と他の図根点等までの夾角の観測を行い、当該点の異常の有無等の点検を行い、与点の点検リストを作成するものとする。

(選点)

第67条 計画に基づき、現地において新点位置を選定し、選点図、平均図及び観測図を作成するものとする。

2. 選点図、平均図及び観測図は委託者に提出し、平均図に監督者及び受託監督者の署名、押印による承諾を得ることとし、既設路線の認証年月、助言番号についても記載しなければならない。
3. 地籍細部図根点の選定位置及び樹木等の伐採にかかる土地所有者等への承諾は委託者が行う。
4. 受託法人は、必要な場合道路占用許可申請書を作成し、委託者へ提出すること。
5. 本業務の地籍図根点は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に定める事項の他、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を十分考慮して選点を行うこと。
6. 地籍細部図根点の路線名及び測点名の付与法は区画法とする。

(標識)

第68条 地籍図根多角測量を省略して、行う本業務は交点等におよそ200mの間隔で地籍図根多角点に準じた標識を設置するものとする。

2. 前項の一次の細部多角点については標識設置時、標識の設置状況写真を撮影すること。

(細部図根測量の方法)

第69条 細部図根測量は多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法によることができるものとする。

(放射法による細部図根測量)

第70条 放射法による細部図根測量は、細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には節点1点による開放路線を形成することができるものとし、与点となる細部多角点等1点につき、節点1点の2路線までとする。

2. 開放路線で設置した節点は、細部放射点とすることができるものとする。
3. 放射法による細部図根測量は、地籍図根測量又は多角測量法による細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。
4. 放射法による細部図根測量における与点から細部放射点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

(観測、測定及び計算)

第71条 細部図根点の観測、測定及び計算の方法は地籍調査作業規程準則及び同運用基準に定めるところによるものとする。

(点検測量)

第72条 多角測量法により求めた細部図根点の点検測量における点検の数量は、新設した細部図根点数の2%以上とし、抽出した点検点の30%以上について、点検測量に受託監督者が同行すること。

2. 点検測量は、網平均計算結果を基に以下の事項を勘案して実施箇所を選定するものとする。

実施箇所の選定	1. 観測時の状況等（GNSSアンテナタワー使用観測箇所、偏心観測箇所等）
比較点検計算	1. 比較点検計算は、（点検値）－（採用値）とする。 2. TS法による鉛直角の点検測量は、片方向の観測とし、同一方向の採用値と比較を行う。ただし、許容範囲を超過した場合は、正反観測の平均値による比較を行う。
点検測量手簿等の整理	1. 観測手簿等上部余白部には点検測量と記載する。 2. 手簿任意の箇所に比較点検計算結果を整理する。

再測等	点検測量の較差の許容範囲を超過した場合は、原因を調査し、再測又は観測点を追加して観測を行うなど必要な処置を講じる。
備 考	点検測量実施後は、観測値等の点検を本作業と同様に実施する。

- 一筆地測量と併行して設置した細部多角点及び細部放射点については、一筆地測量の計算を実施するまでの間に点検測量を行うものとする。
- 放射法により求めた細部放射点および開放路線により求めた節点については、全数において、与点とした細部多角点等からの同一方法の観測により点検測量を行うものとする。
- 細部放射点の点検測量は、最初の観測とは異なる観測条件による観測を最初の観測に続けて行い、その後に座標の較差の比較を行う。観測条件の変更は、基準方向を変更する方法又は器械高を変更する方法によるものとする。

(成 果 品)

第73条 成果品は以下のとおりとする。

- 細部多角点選点図（必要な場合）
- 細部多角点平均図（必要な場合）
- 細部図根点選点図
- 細部図根測量観測計算諸簿（観測手簿、観測記簿、計算簿、観測図）
- 細部図根点網図
- 細部図根点成果簿
- 与点の点検リスト
- 点検測量
- 細部図根測量精度管理表
- 使用機器検定証明書
- 使用プログラム検定証明書
- 成果品検定証明書
- 工程管理の記録
- 受託法人検査の記録

第7章 F II — 1 一筆地測量

(業務内容・作業分担)

第74条 本工程の業務内容・作業分担は以下のとおりとする。※○は主体に行うもの。

番号	工 程 名 称	作 業 内 容	委託者	受託法人	備 考
F II-11	作業の準備	工程表・業務計画書作成	点検	○	
		測量機器の点検		○	
F II-12	観測及び測定	観測及び測定		○	
F II-13	計算及び筆界点の点検	計算及び筆界点の点検		○	
F II-14	受託法人検査	受託法人検査		○	
F II-15	委託者検査	委託者検査	○		
F II-16	認証者検査	認証者検査	○	補助	

(測量機器の点検)

第75条 本業務に使用する機器は2級トータルステーション（A型）以上、又は2級GNSS測量機等とする。

- 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。
- 一筆地測量に用いる機器、計算プログラムの検定証明書を事前に委託者に提出して承認を得ること。

(一筆地測量の方法)

第76条 一筆地測量は、放射法、多角測量法又は交点計算法又は単点観測法によるものとする。

2. 放射法による一筆地測量における与点から筆界点までの距離は、100メートル以下を標準とする。
3. 一筆地測量において、地形の状況等により細部図根点を設置する必要がある場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量を併行して実施することができるものとする。
4. 筆界の位置を現地に復元し、その方法が一筆地測量の方法と同等の場合は、その結果を一筆地測量の方法によるものとすることができる。

(与点の点検)

第77条 放射法により一筆地測量を行う場合、地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き、与点において他の図根点等までの距離の測定と基準方向と他の図根点等までの夾角の観測を行い、当該点の異常の有無等の点検を行い、与点点検リストを作成するものとする。

(位置の点検)

第78条 総筆界点（多角測量による一筆地測量により求めた筆界点を除く。）の2%以上について、放射法による場合は他の細部図根点等からの同一の方法の観測による点検を行い、点検結果を一筆地測量精度管理表に取りまとめ、筆界点成果簿を作成するものとする。

(一筆地調査成果との整合点検)

第79条 一筆地測量完了後、一筆地調査後成果（データ）との整合点検を行うものとする。

2. 前項整合により不適合が発見された場合は、不適合箇所を明示する調査図の写し等の資料を作成し、委託者に提出後協議し不適合箇所の是正を行うものとする。
3. 前2項の是正結果により、調査図、地籍調査票等に修正が必要な場合は、これを修正するものとする。

(成 果 品)

第80条 成果品は以下のとおりとする。

- (1) 一筆地測量観測計算諸簿（観測手簿、観測記簿、計算簿）
- (2) 筆界点成果簿
- (3) 与点の点検リスト
- (4) 一筆地測量精度管理表
- (5) 使用機器検定証明書
- (6) 使用プログラム検定証明書
- (7) 成果品検定証明書
- (8) 工程管理の記録
- (9) 受託法人検査の記録

第8章 その他

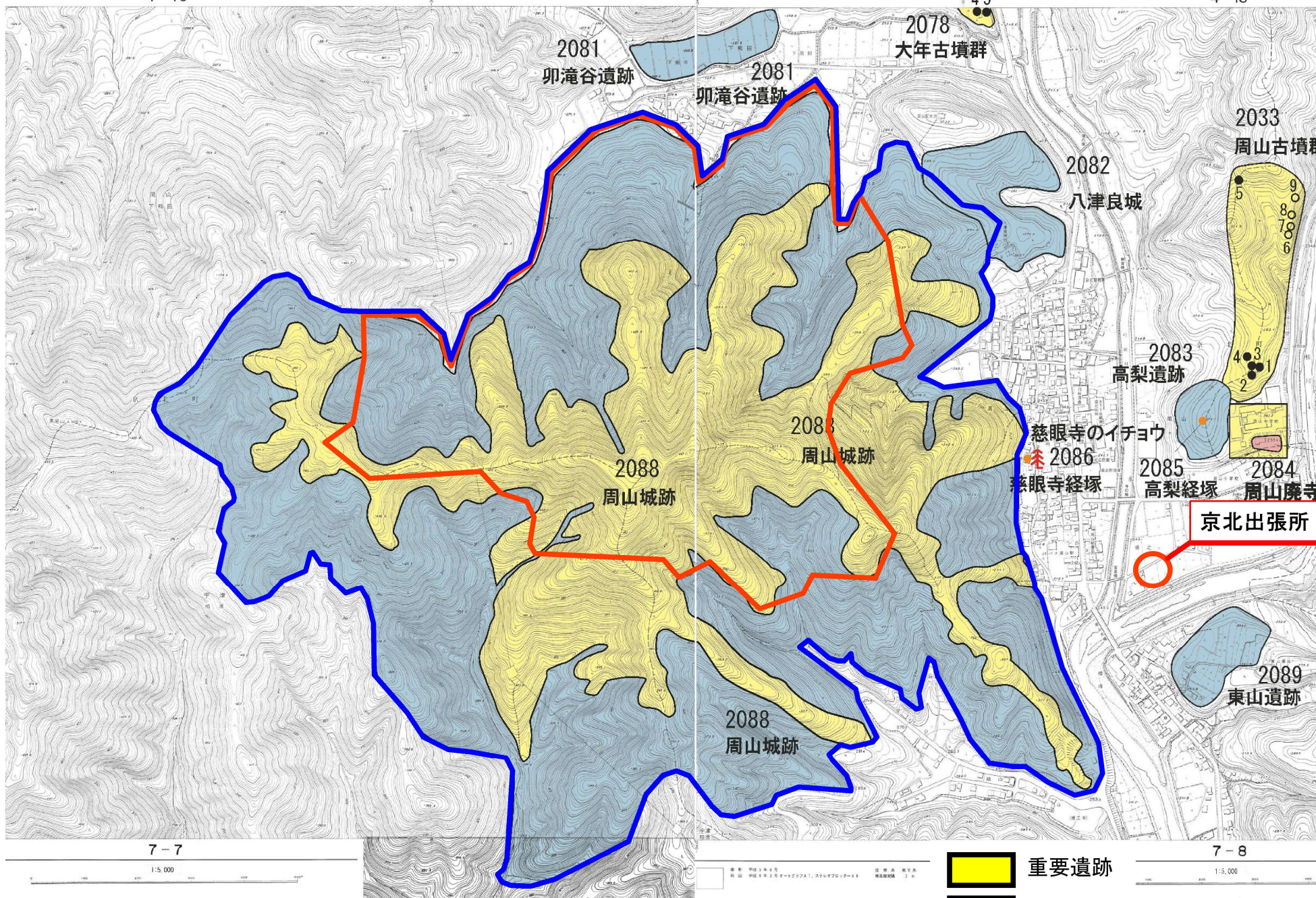
(前 払 金)

第81条 前払金は、委託料の30%以内とする。

- 令和 8 年度周山城跡地区地籍調査事業範囲 (0.74km²)
- 周山城跡地区全体地籍調査事業範囲 (1.52km²)

4-15

4-16



7-7

7-8

1:5,000

1:5,000

- 重要遺跡
- 一般遺跡